

2023年5月24日

各位

会社名	合同会社 Yamauchi-No.10 Family Office
代表者名	代表社員 山内 万丈
会社名	株式会社 KITE
代表者名	代表取締役 山内 万丈

「東洋建設株式会社（証券コード:1890）の株券等に対する公開買付けの開始予定 に関するお知らせ」の一部変更について

合同会社 Yamauchi-No.10 Family Office（旧「合同会社 Vpg」）及び株式会社 KITE（以下両社を併せて、「当社ら」といいます。）は、東洋建設株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、本公開買付けに関し、2022年5月18日付け「東洋建設株式会社（証券コード:1890）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「本公開買付け予告プレス」といいます。その後の変更及び訂正を含みます¹。）を公表しております。なお、本書において用いられる用語は、別途本書にて明示的に定義されない限り、本公開買付け予告プレスにおいて定義された意味を有するものとします。

当社らは、2022年6月8日付け、当社らの特別関係者である WK 1 Limited、WK 2 Limited 及び WK 3 Limited とともに、2023年5月24日までの間、対象者の事前の同意なく、市場買付けその他の方法を問わず、対象者株式の追加取得及び本対応方針に定める『大規模買付行為等』（第三者をして当該追加取得及び当該行為等を行わせることを含む。）を行わないことを誓約し（以下「本誓約」といいます。）、また、2022年5月18日付けの本公開買付け予告プレスにおいて、対象者株式の追加買付けを行うことを企図していないことを開示しました（該当する開示内容及び今回の変更内容については別紙をご参照下さい。）。

その後の当社らによる情報開示に記載のとおり、対象者の現任取締役会は当社らとの真摯な協議には応じず、これに加えてコーポレートガバナンス上の重大な瑕疵も露呈するに至っておりますことから、当社らは、現任の対象者の取締役とは建設的な協議はできないと判断し、対象者取締役会及び監査役の再編を求めるべく方針転換をいたしました。当社らは本誓約を遵

¹2022年6月8日付け「東洋建設株式会社（証券コード:1890）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ」、2022年6月30日付け「東洋建設株式会社（証券コード:1890）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、2022年9月30日付け「東洋建設株式会社（証券コード:1890）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、2022年11月11日付け「東洋建設株式会社（証券コード:1890）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」に関する当社買収提案の期間延長のお知らせ」、2022年12月13日付け「東洋建設株式会社（証券コード:1890）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」に関する当社買収提案の期間延長のお知らせ」及び2023年1月27日付け「東洋建設株式会社（証券コード:1890）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」に関する当社らの今後の対応方針」を指します。

守ってまいりました。

しかし、当社らとしては、本誓約が意図した機能はもはや期待されないことから、本誓約の期限を延長する意向は有しておりません。このため、当社らは、本誓約の期限である 2023 年 5 月 24 日を経過した日以降は、状況に応じて、法令上許容される方法により、対象者株式の追加買付け等を行う可能性もあります。但し、当該追加買付け等を行う場合があったとしても、本公開買付けの開始前の株券等所有割合（特別関係者による所有分を含みます。）が 3 分の 1 を超えないようにするものとし、かつ、本公開買付け価格との比較により当該追加買付け等に対して強圧性（株主の皆様に対する不当な売却圧力）が生じることを防ぐために、当該追加買付け等の買付け価格は本公開買付け価格（1 株当たり 1,000 円）を超えないようにするものとします。なお、当社らの特別関係者である WK 1 Limited、WK 2 Limited 及び WK 3 Limited も同様の理由により本誓約の期限を延長する意向は有していないとのことです。

以 上

別紙

変更箇所には下線を付しております。

〈本書による開示の理由〉

(変更前)

<前略>

また、当社らは、本公開買付けの決済がなされるまで又は上記〈本公開買付前提条件〉が不充足であることを理由として本公開買付けが開始されないことが公表されるまで、対象者株式の追加買付けを行わず、又は対象者株式を売却することは企図しておらず（なお、本公開買付けが成立した場合には、当社（KITE）は長期的に対象者の株主として残ることを企図しております。）、また、特別関係者もこのような対象者株式の追加買付け又は対象者株式の売却は企図していないとのことです。

<後略>

(変更後)

また、当社らは、本公開買付けの決済がなされるまで又は上記〈本公開買付前提条件〉が不充足であることを理由として本公開買付けが開始されないことが公表されるまで、対象者株式の追加買付けを行わず、又は対象者株式を売却することは企図しておらず（なお、本公開買付けが成立した場合には、当社（KITE）は長期的に対象者の株主として残ることを企図しております。）、また、特別関係者もこのような対象者株式の追加買付け又は対象者株式の売却は企図していないとのことです。

当社ら及び特別関係者は、2022年6月8日付けで、2023年5月24日までの間、対象者の事前の同意なく、対象者株式の追加取得を行わないことを対象者に対して誓約しました。しかし、当社らは、誓約の期限である2023年5月24日を経過した日以降は、状況に応じて、法令上許容される方法により、対象者株式の追加買付け等を行う可能性もあります。但し、当該追加買付け等を行う場合があつたとしても、本公開買付けの開始前の株券等所有割合（特別関係者による所有分を含みます。）が3分の1を超えないようにするものとし、かつ、本公開買付価格との比較により当該追加買付け等に対して強圧性（株主の皆様に対する不当な売却圧力）が生じることを防ぐために、当該追加買付け等の買付価格は本公開買付価格（1株当たり1,000円）を超えないようにするものとします。なお、特別関係者も誓約の期限を延長する意向は有していないとのことです。

<後略>

〈本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的について〉

- ③ 本公開買付けを実施する理由及び実施に至る経緯
- イ. 特別関係者による対象者株式の買付けの経緯

(変更前)

<前略>

特別関係者は、本公開買付けの決済がなされるまで又は上記〈本公開買付前提条件〉が不充足であることを理由として本公開買付けが開始されないことが公表されるまで、対象者株式の追加買付けを行わず、又は対象者株式を売却することは企図していないとのことです。

(変更後)

<前略>

特別関係者は、本公開買付けの決済がなされるまで又は上記〈本公開買付前提条件〉が不充足であることを理由として本公開買付けが開始されないことが公表されるまで、対象者株式の追加買付けを行わず、又は対象者株式を売却することは企図していないとのことです。

特別関係者は、2022年6月8日付けで、2023年5月24日までの間、対象者の事前の同意なく、対象者株式の追加取得を行わないことを対象者に対して誓約しました。しかしながら、特別関係者は、誓約の期限である2023年5月24日を経過した日以降は、誓約の期限を延長する意向は有していないとのことです。

以 上